

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2.4.27	R2.5.8	防火対象物使用（変更）届出書その1（平成6年3月14日新予（使）第6-0093号）のうち、設計概要	2	●																東京消防庁予防部予防課	
2	R1.5.7	R1.5.11	令和2年度水利施設等工事で使用する単価の決定について決定した表	9	●																東京消防庁防災部水利課	
3	R2.3.18	R2.5.11	火災調査書類（令和2年3月3日31鷹予（調）第8号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2） 2 出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号） 3 建物・収容物損害調査書（様式第23号）	11	●					●				●							東京消防庁予防部調査課 （2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	
4	R2.3.26	R2.5.11	火災調査書類（令和2年3月5日31上予（調）第15号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2） 2 出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号） 3 現場見分調書（第1回）（様式第18号及び様式第26号）	46	●					●	●		●								東京消防庁予防部調査課 （2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （4号）公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かす恐れがあると認められるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	
5	R2.4.28	R2.5.12	1 工事整備対象設備等着工届出書（平成19年6月22日19足神（着）第9号）のうち平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届書（平成19年8月1日19足神（設）第26号）のうち系統図	2	●																	東京消防庁予防部予防課
6	R2.5.7	R2.5.14	平成29年9月17日から9月18日にかけての台風等による王子、赤羽、滝野川各消防署が、それぞれ作成した被害状況等一覧表（東京消防庁水災警防規程事務処理要綱別記様式第14号）	0				●													東京消防庁警防部特殊災害課 （不存在）当該公文書は、請求の期間内に実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	
7	R2.4.14	R2.5.14	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和60年2月4日練予（使）第15号）のうち、第3号様式、配置図、平面図、立面図及び断面図	29	●								●								東京消防庁予防部予防課 （4号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R2.4.30	R2.5.14	消防用設備等届出書（平成13年3月6日板予（設）451号）のうち系統図	2	●														東京消防庁予防部予防課
9	R2.5.1	R2.5.14	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和39年6月7日目予（収）第56号）一式	15	●														東京消防庁予防部予防課
10	R2.3.18	R2.5.15	総合予防情報システムに記録された建物のデータのうち、足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、北区、渋谷区、杉並区、豊島区、中野区、練馬区及び八王子市の防火対象物【消防法施行令別表第一の(一)～(二十)に限る】の『建物名』、『区市町村・町名』、『丁目』、『番地』、『号』、『政令別表』、『建築面積』、『建物高さ』、『階層地上階』、『階層地下階』、『延面積』、『消防同意年月日』及び『使用検査年月日』の東京消防庁予防部予防課で作成した一覧	1	●														東京消防庁予防部予防課
11	R2.5.12	R2.5.18	○（東京都世田谷区○丁目○番○号）に係る消防用設備等点検結果報告書	0				●											（不存在）当該公文書は、届出の事実がなく実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 東京消防庁予防部査察課
12	R2.3.24	R2.5.18	○（東京都渋谷区○番○号）に係る次の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 1 平成28年6月3日28洪予（報）第672号) 2 平成28年12月14日28洪予（報）第2734号) 3 平成29年12月27日29洪予（報）第3132号) 4 平成30年12月28日30洪予（報）第3234号) 5 令和元年12月27日31洪予（報）第3249号)	515		●					●	●							（2号）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため （4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため 東京消防庁予防部査察課
13	R2.3.24	R2.5.18	東京消防庁が○及び○に交付した消防関係法令（消防法及び火災予防条例）に係る文書	0				●											（不存在）当該公文書については、実施機関では作成及び交付していないことから、存在しない。 東京消防庁予防部査察課

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
14	R2.3.24	R2.5.18	○（東京都渋谷区○番○号）に係る防火管理者選任（解任）届出書（平成20年6月5日渋谷消防署予防課受付）、防火管理技能者選任（解任）届出書一式（平成22年12月14日22渋谷（防）第4454号）、共同防火管理協議事項作成（変更）届出書一式（平成20年6月5日20渋谷（防）第1096号）、消防計画作成（変更）届出書（平成20年6月5日20渋谷（防）第1095号）、防火管理業務計画作成（変更）届出書一式（平成24年3月15日23渋谷（防）第5586号）	35		●														（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （4号）印影の情報は、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
15	R2.4.18	R2.5.18	防火対象物使用（変更）届出書その2（昭和49年4月6日玉予（収）第58号）のうち配管系統図及び1階配管平面図	8		●														（2号）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため （4号）印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため （4号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
16	R2.4.24	R2.5.18	1 防火対象物使用開始届出書（平成30年5月24日30品予（使）第115号）のうち第3号様式の2 2 防火対象物工事等計画届出書（平成30年5月24日品予（工）第87号）のうち、第3号様式、仕上表、展開図、平面図、立面図及び厨房機器リスト表	11		●														（3号）法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	東京消防庁予防部予防課
17	R2.3.24	R2.5.20	火災調査書類（令和2年3月6日31目予（調）第17号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2） 2 出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号） 3 現場見分調書（様式第18号及び様式第26号） 4 質問調書（様式第19号及び様式第26号） 5 質問調書（様式第19号及び様式第26号）	135		●														（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
18	R2.5.8	R2.5.20	工事整備対象設備等着工届出書（平成21年12月8日21本予（着）第124号）のうち、配置図、概要表、設備系統図、アイソメ図及び摩擦損失計算書	13		●															東京消防庁予防部予防課
19	R2.5.12	R2.5.20	工事整備対象設備等着工届出書（平成24年2月13日23玉予（着）第287号）のうち、火災通報装置が記載されている平面図	1		●															東京消防庁予防部予防課
20	R2.4.21	R2.5.20	防火対象物使用（変更）届出書その1（平成14年9月18日14堤今（使）第1号）	15		●														（2号）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため （4号）印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため （4号）この情報は、公にすることにより、施設利用者への犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
28	R2. 4. 21	R2. 5. 22	消防用設備等設置届出書（昭和55年3月22日玉予（設）第94号）のうち平面図	4		●														（2号）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利益を害するおそれがあるため （4号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予 防部予防課

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
29	R2.5.14	R2.5.26	○(東京都町田市○-○)に係る次の公文書 (1) 立入検査結果通知書(平成21年6月4日交付) (2) 立入検査結果通知書(平成21年6月4日交付 ○宛) (3) 改修(計画)報告書(平成21年6月26日受理)	9		●													(2号) 氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため (4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部査察課
30	R2.5.14	R2.5.26	1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成23年2月21日22町忠(設)第55号)のうち、第8号様式の4及び試験結果報告書 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成23年2月21日22町忠(設)第56号)のうち、第8号様式の4、概要表及び試験結果報告書 3 ○(東京都町田市○-○)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成23年3月1日付)のうち、第8号様式の4、概要表及び試験結果報告書	19		●														東京消防庁予防部予防課
31	R2.5.21	R2.5.27	工事整備対象設備等着工届出書(平成18年7月18日18目予(着)第107号)一式	16		●														東京消防庁予防部予防課
32	R2.5.20	R2.5.28	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和元年9月27日31志予(設)第290号)一式	11		●													(2号) 氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (4号) 印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課
33	R2.5.19	R2.5.28	1 防火対象物使用(変更)届出書その2(昭和49年7月20日西予(収)第229号)一式 2 消防用設備等着工届出書(昭和49年7月20日西予(収)第229号) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成19年8月1日19足神(設)第26号)一式 4 工事整備対象設備等着工届出書(平成19年6月22日19足神(着)第9号)一式	36		●														東京消防庁予防部予防課
34	R2.5.14	R2.5.28	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成23年1月24日22洪代(設)第50号)一式	15		●													(4号) この情報は、公にすることにより、施設利用者への犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課